

## 公立学校共済組合山梨支部の被扶養者の要件を欠く場合について

### 1 被扶養者の要件を欠く場合とは

#### (1) 被扶養者が共済組合の組合員、健康保険の被保険者になった場合

パートやアルバイトなどの短時間労働者で健康保険に加入となった場合も含まれます。

#### (2) 被扶養者が後期高齢者医療保険制度に加入した場合

被扶養者が、次のいずれかに該当する場合は、後期高齢者医療保険制度の加入者となるため、同時に共済組合の被扶養者として継続加入することはできません。

(1) 75歳以上となり後期高齢者医療保険制度に加入した者

(2) 65歳以上75歳未満で一定の障害があり後期高齢者医療保険制度に加入した者

#### (3) 被扶養者の所得が一定額以上の場合

##### ① 年額130万円以上の恒常的な所得がある場合（年額130万円以上の収入を得る見込みが立った場合を含む）

ただし、障害を支給事由とする公的年金等受給者又は、60歳以上の公的年金等受給者については年額180万円以上の恒常的な所得がある場合（公的年金には、遺族年金、障害年金も含まれる。）

#### (参考) 所得の考え方について

※1 被扶養者認定の際の所得は、税法上の「所得」と異なり、一時的な収入以外の恒常的な収入（給与所得・公的年金・個人年金（一括で受け取る場合は除く。）・財形年金・傷病手当金・株の配当所得・雇用保険の基本手当等・事業所得・農業所得・家賃収入・修習資金（奨学金は除く。）など）は、すべて所得に含みますのでご注意ください。

※2 給与所得者については給与所得控除前の金額（総収入金額）、事業所得者等については必要経費（税法上の必要経費とは異なります。）を控除した後の金額が、恒常的な収入になります。（必要経費として認められないもの：租税公課、接待交際費、損害保険料、減価償却費、利子割引料、貸倒引当金、価格変動準備金、青色申告特別控除額、農業共済掛金、土地改良費、専従者給与、専従者控除等）

※3 株の譲渡収入は、（譲渡価額－取得価額）とし、株等を保有し続けている間に発生する譲渡収入は、恒常的な所得になります。ただし、保有している株等を1度に全て譲渡した場合は一時的な所得とみなし、全て譲渡した日以降の収入はないものとして取り扱います（全ての株等を譲渡することが1年間で複数回行われる場合を除く）。

##### ② パート・アルバイト等の収入が3ヶ月連続で月額108,334円以上になった場合

（60歳以上の公的年金等受給者で給与収入がある場合は、月額150,000円以上）

##### ③ 雇用保険の基本手当等の受給日額が、3,612円以上の場合（雇用保険の基本手当等だけは、他の所得と異なり、日額で所得を判断します。）

(4) 被扶養者の認定を受けようとする者について、組合員以外の者が、扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国から受けている場合

(5) 被扶養者の認定を受けようとする者が2人以上の者から扶養されており、組合員が主たる扶養者ではない場合(共同扶養)

※夫婦の収入を比較した際に、組合員の収入が配偶者の収入の9割未満の場合、取消となります。

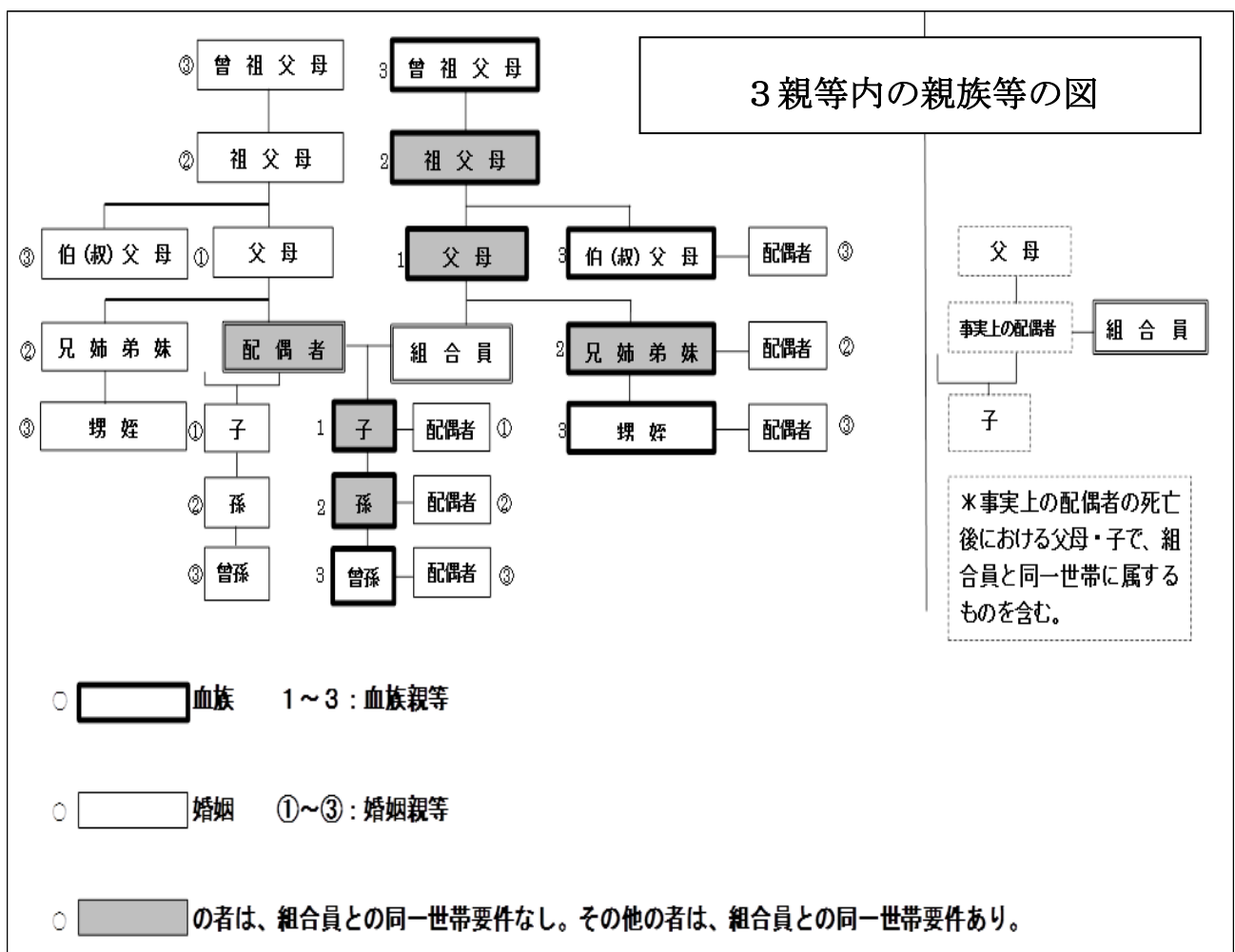
(6) 組合員と別居した場合

被扶養者になることができる範囲は、組合員の3親等内の親族等であり、民法に基づき、次の図の範囲の者が該当になります。

- ① 同一世帯要件ありの者が別居になった場合
- ② 同一世帯要件なしの者が別居した時、送金の事実がない場合

※同一世帯要件なしの者が別居している時(配偶者と子は除く)、組合員からの送金が被扶養者の全収入(組合員からの送金含む)の3分の1以上必要です。

ただし、転勤等に際して自己の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居とみなされます。(一時的な別居とは、具体的な期間を指すものではなく、今まで同居し扶養関係にあった者が、組合員の転勤等のため同居をする意思がありながら組合員の勤務の都合上別居を余儀なくされるような場合で、実態についてみれば、扶養関係が継続している場合を指します。)



## (7) 就労を目的として外国に居住する場合

### 2 被扶養者の取消日の扱いについて

被扶養者の取消日は、被扶養者としての要件を欠いた時点となります。したがって、取消の申告が遅れた場合は、遡って被扶養者認定を取り消しすることとなり、その間の医療費を返還していただくこととなりますのでご注意ください。